

学校いじめ防止基本方針

御蔵島小中学校「いじめ防止対策推進基本方針」は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」や「東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号。以下「条例」という。）」等に基づく「東京都いじめ防止対策推進基本方針」「御蔵島村いじめ防止基本方針」を踏まえ、本校の実情に応じて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

1 いじめの定義

2 いじめ問題の基本的な考え方

- (1) いじめを生まない学校づくり
- (2) 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。
- (3) 教員の指導力の向上と組織的対応
- (4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

- (1) いじめ防止対策のための組織
 - ① いじめ防止対策委員会
 - ② 校外組織
- (2) いじめ防止対策
 - ① 未然防止
 - ア 居場所づくり
 - イ 絆づくり
 - ウ 保護者の啓発
 - ② 早期発見
 - ア 相談体制の整備
 - ・スクールカウンセラーに相談できる環境を作るため、スクールカウンセラーによる全員面談を年に2回実施する。
 - イ 情報の共有
 - ③ 早期対応
 - ア 組織的対応
 - イ 児童・生徒のケア
 - ウ 児童・生徒の指導
 - エ 保護者対応
 - ④ 重大事態への対処
 - ア 児童・生徒のケア
 - イ 関係諸機関との連携

4 研修

いじめの未然防止、早期発見、早期対処のための校内研修を年に3回実施し、教職員の意識及び資質の向上を図る。